エ　ー　ジ　ェ　ン　ト　契　約　書

SKYUS CO., LTD.（以下「甲」という）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という）は、乙が甲の提供する留学プログラムを代理販売をするためのエージェント契約につき、以下の通り契約を締結する。

第１条　（目的）
甲は乙を、甲が提供する 2020 年度キズナキャンプ（以下、「プログラム」）の販売代理人（以下、「エージェント」という。）に指名し、乙は甲のエージェントとしてプログラムの販売を行うものとする。

第２条　（契約期間）
エージェント契約期間は契約締結日からプログラム終了日とする。

第３条　（業務と権限）
乙の有する甲のエージェントとしての権限は、取引者との間の次の行為に限る。
1．申込契約者への販売価格決定
2．甲が提供するプログラムのプロモーション
3．甲が提供するプログラムへの申込契約の締結
4．申込契約者に対するプログラム料金の請求及び受領
5．甲に対するプログラム対価の支払

第４条　（プログラム費用）
甲は乙に対して、1 名あたり$2,990（米ドル）の卸売価格を対価としプログラムを提供する。

第５条　（プログラム費用支払）
乙はプログラム費用を甲が発行する請求書に記載されたプログラム開始前の指定期日までに支払いを行う。
指定期日までに支払いがない場合、プログラム手続きが完了できない場合がある。

第６条　（キャンセル料）
乙の申込者が契約を解除した場合のキャンセル料は以下の通りとする。
契約解除の日については、太平洋時間に合わせた日付とする。

契約解除の日	キャンセル料
プログラム開始日から起算して 41 日以前	$300
プログラム開始日から起算して 40 日以降～31 日以前	プログラム費用の 10%
プログラム開始日から起算して 30 日以降～16 日以前	プログラム費用の 30%
プログラム開始日から起算して 15 日以降～3 日以前	プログラム費用の 50% 及び往復空港送迎費の 50%
プログラム開始日から起算して 2 日前以前～プログラム開始後又は無連絡不参加	プログラム費用の 100% 及び往復空港送迎費の 100%

第７条　（業務遂行）
乙は、甲のプログラム運営の方針及び教育・指導方針を尊重し、善良な管理者の注意義務をもって代理販売を遂行するものとする。
1．甲は、第３条に定める権限にて販売代理を遂行する際、やむを得ない事情で業務遂行が困難であると判断した場合は、予め甲に申し出て了承を得なければならない。
2．乙は、甲の名誉または信用を傷つけるような行為をしてはならない。
3．乙は、職務上の立場を利用して、金品その他不当な利益を授受してはならない。
4．乙は、関係諸法令を遵守し、第三者の権利侵害を始めとした法令違反がないよう注意しなければならない。
5．乙は、甲の名称使用に関し、不正使用、または甲を害する目的による使用等により、甲に損害を与えてはならない。

第８条　（守秘義務等）
乙は、本契約期間中はもちろん本契約終了後といえども、職務上知り得た甲の秘密を第三者に開示・漏洩または利用してはならない。

第９条　（譲渡、下請けの禁止）
1．乙は、本契約に基づく義務の履行を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
2．乙は、本契約に基づく権利を第三者に対して譲渡し、またはその他の処分をしてはならない。

第 10 条　（契約解除）

乙が下記の事項の一つに該当した場合は、本契約の期間内であっても、甲は本契約をただちに解除することができるものとする。

（１）本契約の条項に違反しまたは著しい非違行為があったとき。
（２）業務態度または能力が著しく不良で委託業務への適格性を欠くと認められたとき。
（３）身体または精神の障害により、業務に耐えられないと認められるとき。
（４）業務委託の際に申告した経歴に詐称があったことが判明したとき。
（５）甲を中傷しまたは名誉を傷つける行為や言動があったとき。
（６）仮差押え、差押え、仮処分、強制執行をうけたとき。または、滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。もしくは、競売、民事再生または破産の申立があったとき、あるいは申立を受けたとき。
（７）他の職員や第三者に対し、自己または第三者の関係する甲が営む事業と類似または競合する事業の宣伝・勧誘を行いその他誘引する言動のあったとき。
（８）やむを得ない理由により、甲が乙に委託した販売代理業務に関する事業展開の中止または休止を決定したとき。
（９）乙が本契約第３条に定める業務を完遂できる見込みがないと甲が認めたとき。

第 11 条　（損害賠償）

乙が、本契約に違反して甲に損害を与えたとき、あるいは本契約第３条に定める業務を遂行せず甲に損害を与えたときは、前条の契約解除の有無にかかわらず、その損害を賠償しなければならない。

第 12 条　（信義誠実）

甲および乙は、本契約に定める事項に従いその義務を誠実に履行し、本契約に疑義あるときは、互いに誠実に協議のうえ解決するものとする。

第 13 条　（準拠法）

本契約に基づく当事者の権利義務および本契約に関連して生じる全ての事項は、日本国法を準拠法として解釈され、強制されるものとする。

第 14 条　（合意管轄）

本契約に関する紛争については、話し合いにより解決できない場合には、カリフォルニア州法に基づき、カリフォルニア州内の裁判所にて審査を行うものとする。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印（または署名）の上、各１通を保有する。

（署名）

2020 年　　月　　日

甲：住　所　　402 West Broadway, Suite 400, San Diego, CA 92101 USA

会社名　　SKYUS CO.,LTD.

氏　名

印

乙：住　所

会社名

氏　名

印